

## 償却資産は申告が必要です

償却資産とは、個人あるいは法人で事業を営んでいる人が事業のために使用している構築物、機械、器具などのことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

償却資産所有者は、令和4年1月1日(土)時点における資産の状況などを1月31日(月)までに各市町村へ申告する必要があります。

償却資産申告書は、前年度申告をした人や異動届を提出した法人などへ12月中旬に送付します。

また、個人で10キロワット以上の太陽光発電設備を設置し売電する場合も、事業用の資産として申告する必要があります。その他、新たに申告義務が生じたときなどは、税務課へ連絡してください。

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

税務課 ☎21・0216



## 農地転用には許可が必要です

農地転用とは、田畑などの農地を、住宅用地や駐車場など耕作目的以外の用途に変更することです。

転用する場合は事前に農地法に基づき許可を受ける必要があります。農地法違反で罰則が適用される場合もあります。

なお、転用する農地が農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、転用許可申請を行う前に農用地区域からの除外手続きが必要となりますので、事前に農林課へお問い合わせください。

**申請方法** 毎月20日(閉庁日)の場合同期開庁日までに農業委員会事務局、または各地域局へ申請してください。

農業委員会事務局 ☎21・0226 / 農林課 ☎21・0223

## 令和4～7年度分小規模工事(修繕)契約の新規・更新申請

市が発注する30万円未満の軽易な修繕工事について、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、契約希望者を名簿に登録し、業者選定の際に活用しています。(指名や契約を約束するものではありません)

令和4～7年度分の新規・更新登録を受け付けますので、希望する人は申請してください。

**受付期間** 令和4年1月5日(水)～31日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

**申請方法** 登録申請書に必要な書類を添えて監理課へ提出してください。  
※申請書類の確認のため、申請の受け付けは持参に限ります。

※登録申請書は、監理課、各地域局に備えてあるほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

### 登録できる業種

「大工」「左官」「石」「電気」「管」「タイル・れんが・ブロック」「板金」「ガラス」「塗装」「防水」「内装仕上」「機械器具設置」「熱絶縁」「電気通信」「造園」「建具」工事の中から

3業種まで

**登録の有効期限** 令和4年4月1日～令和8年3月31日(4年間)

監理課 ☎21・0235



## 令和4年度国有林モニター募集

国有林の事業運営などについて市民の理解を深めるとともに、意見や要望を国有林野行政に反映させるため、国有林モニターを募集します。

**任期** 令和4年4月1日～令和5年3月31日

**対象** 岡山県内に在住し、森林や林業および国有林に関心がある成人(国会議員、地方議会議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員を除く)

**申込期限** 令和4年2月1日(火)  
※申込方法などについて詳しくは近畿中国森林管理局ウェブサイトをご覧ください。

近畿中国森林管理局企画調整課 林政推進係 ☎06・6881・3412

